第四十二条の二を次のように改める。

（土地調整官）

第四十二条の二　企画課に、土地調整官一人を置く。

2　土地調整官は、命を受けて、国土利用計画法の規定による土地取引その他土地利用の調整に関する重要事項についての連絡調整に関する事務をつかさどる。

第四十二条の四の見出しを「（地価公示室及び鑑定評価指導室並びに地価調査企画調整官）」に改め、同条第一項を次のように改める。

地価調査課に、地価公示室及び鑑定評価指導室並びに地価調査企画調整官一人を置く。

第四十二条の四第七項及び第八項を次のように改める。

7　鑑定評価指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　不動産鑑定士試験に関すること。

二　不動産の鑑定評価の基準に関すること。

三　不動産鑑定業者及び不動産鑑定士の登録及び監督に関すること。

8　鑑定評価指導室に、室長を置く。

第四十二条の四第十項から第十二項までを削る。

第四十三条の二の見出しを「（不動産投資市場整備室及び不動産市場企画調整官）」に改め、同条第一項中「並びに不動産市場企画調整官及び土地調整官それぞれ」を「及び不動産市場企画調整官」に改め、同条第四項中「（土地調整官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第五項を削る。

第四十四条の見出し及び同条第一項中「調整室」を「国際室」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　国際室は、都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　国際室に、室長を置く。

第四十五条の見出しを「（都市政策調査室、都市環境政策室及び都市再構築政策室並びに都市政策企画官）」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

都市政策課に、都市政策調査室、都市環境政策室及び都市再構築政策室並びに都市政策企画官一人を置く。

2　都市政策調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に必要な調査に関すること。

二　首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止に関すること。

三　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の施行に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

四　筑波研究学園都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

五　関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

六　大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の規定による大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備及び開発に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

七　大都市の機能の改善を図る観点からの、琵琶湖の総合的な保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

八　首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況の国会に対する報告並びにその概要の公表並びに近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の実施に関する状況の公表に関すること。

3　都市政策調査室に、室長を置く。

第四十五条中第七項及び第八項を削り、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　都市再構築政策室は、都市の再構築に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

7　都市再構築政策室に、室長を置く。

第四十六条の見出しを「（都市防災対策企画室）」に改め、同条第一項を次のように改める。

都市安全課に、都市防災対策企画室を置く。

第四十六条第二項中「都市防災対策推進室」を「都市防災対策企画室」に改め、同項第一号中「事業の指導及び助成」を「企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する防災に係る施策の調整」に改め、「こと」の下に「（都市局の所掌事務に関する総合的な防災に関する事業の指導及び助成に関することを除く。）」を加え、同項中第三号を削り、第二号中「助成」の下に「に関する制度の企画及び立案」を加え、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　都市局の所掌事務に関する国土交通省組織令第三十九条第一号イに掲げる事項に関する総合的な政策の企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する当該事項に係る政策の調整に関すること。

第四十六条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（第二章から第四章まで、第五章第一節、第二節、第三節第二款及び第四節並びに第六章から第八章までを除く。）の施行に関すること。

第四十六条第三項中「都市防災対策推進室」を「都市防災対策企画室」に改め、同条第四項を削る。

第四十九条の見出し及び同条第一項中「開発企画調整室及び」を削り、「並びに都市計画企画調整官、」を「及び都市機能誘導調整室並びに」に、「及び環境計画調整官及び開発企画調整官」に改め、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　都市機能誘導調整室は、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　都市機能誘導調整室に、室長を置く。

第四十九条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　開発企画調整官は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三章第一節の規定による開発行為等の規制に関する事務をつかさどる。

第五十一条の見出し及び同条第一項中「整備室」を「街路交通施設企画室」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　街路交通施設企画室は、都市計画事業その他市街地の整備改善に関する事業による道路、都市高速鉄道その他の交通施設及び流通業務団地（いずれも交通の用に供する部分に限る。）の整備に共通する基本的事項の企画及び立案に関する事務（事業の指導及び助成に関すること並びに街路事業調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　街路交通施設企画室に、室長を置く。

第五十二条の見出し中「公園緑地事業調整官」の下に「及び国際緑地環境対策官」を加え、同条第一項中「公園緑地事業調整官」の下に「及び国際緑地環境対策官それぞれ」を加え、同条第二項第二号中「こと」の下に「（国際緑地環境対策官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　国際緑地環境対策官は、命を受けて、公園緑地・景観課の所掌に属する国際関係事務で都市における緑地の保全及び緑化の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。